経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）

記入例

提出日を記入してください。

第７条第１項の規定による証明に関する申請書

令和〇年〇月〇日

相模原市長　本村　賢太郎　殿

住所 　　　　相模原市〇区〇〇△－△

法人設立済みの方については、法人所在地等についてもご記入ください。

電話番号　　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇

申請者氏名（法人の場合は代表者の役職及び氏名）

　　　　　　　代表取締役　相模　太郎

法人所在地　　相模原市〇区〇〇△－△

法人電話番号　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇

法人名　　　　株式会社　〇〇〇〇

産業競争力強化法第１２８条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第３３項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

支援を受けた事業名、期間、受講日

（相談日）を記入してください。

記入内容が不明な場合は、各特定創業

支援等事業者にご確認ください。

記

１．支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

相模原市 「さがみはら女性起業家のたまご応援セミナー」

期　間 　令和５年５月～７月（５月２７日、６月３日、６月１０日、６月１７日、７月1日）

２．設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

（１）商号（屋号）

法人・個人事業主どちらの場合も、

商号（屋号）・所在地を記入してください。

株式会社　〇〇〇〇

（２）本店所在地

相模原市〇区〇〇△－△

３．設立する会社の資本金の額

　１００万円 （会社の場合）

４．事業の業種、内容

飲食業　洋菓子の製造、販売

５．事業の開始時期

この欄は、市が使用しますので、

記入しないでください。

令和〇年〇月〇日

※２～５は、認定特定創業支援等事業による支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定を記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容を記載してください。

相模原市指令（創企）第　　　号

証明日　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　相模原市長　　　本村　賢太郎　　　印

ここまでが１ページにおさまるように作成し、両面印刷してください。

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限　令和　　年　　月　　日まで

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

市が使用しますので、記入しないでください。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

令和　　年　　月　　日

相模原市

　特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

１．会社※１設立時の登録免許税の減免について

（１）創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※２を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

　　　※１　株式会社又は合同会社を指します。

※２　株式会社又は合同会社は、資本金の０．７％の登録免許税が０．３５％に軽減（株式会社の最低税額１５万円の場合は７．５万円、合同会社の最低税額６万円の場合は３万円の軽減）されます。

（２）特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

（３）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

２．創業関連保証の特例について

（１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の６か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

（２）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

３．日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

（１）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

（２）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。